

【早期退職による返戻金制度】

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、横浜銀行は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ① 1 箇月以内：報酬の 80%
- ② 1 箇月超 3 箇月以内：報酬の 50%

許可番号 14－ユ－301305

事業所の名称及び所在地 株式会社横浜銀行 横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号